

西中国山地国定公園  
(広島県地域)

公園計画書  
(公園計画の一部変更)

平成 18 年 7 月 31 日

環 境 省

目次

	ページ
1 変更理由	3
2 施設計画	4
(1) 保護施設計画	4
(2) 利用施設計画	12
ア 集団施設地区	12
3 参考事項	17
(1) 指定動植物	17
(2) 過去の経緯	19
(3) 公園区域	20
(4) 保護規制計画	21
ア 特別地域	21
(ア) 特別保護地区	22
(イ) 第1種特別地域	26
(ウ) 第2種特別地域	32
(エ) 第3種特別地域	38
イ 面積内訳	44
(ア) 地域地区別土地所有別面積	44
(イ) 地域地区別市町村別面積	46
(5) 保護施設計画	48
(6) 利用施設計画	12
ア 集団施設地区	50
イ 単独施設	54
ウ 道路	58
(ア) 車道	58
(イ) 歩道	62

1 変更理由

西中国山地国定公園は、中国山地の島根・広島・山口の3県にまたがる「冠山地」一帯の地域からなる山岳公園で、学術上貴重な自然林や動植物の生息・分布地域の保護及び阿佐山、天狗岩山、蟻月山、臥龍山、大佐山、慈羅漢山、十方山、五里山、冠山、寂地山、安蔵寺山等の優れた山岳景観の保護並びにこれらの山々の間に見られる匹見峽、三段峽、奥三段峽、細見谷、深谷峽、寂地峽等の美しい渓谷や餅ノ木、横川及び氷梨等の断層谷の保護と適正な利用を図るため、昭和44年1月10日に国定公園に指定された。その後、平成8年9月4日には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われている。

当初、集団施設地区（聖湖八幡原の八幡原整備計画区の一部地域では、ヌマガヤ群落等の自然度の高い湿地を利用し自然研究路等の整備を計画していたが、現地の乾燥化が予想以上に進み湿原の森林化が進んでいる。

当該集団施設地区を含む、広島県山県郡北広島町八幡地区一帯は環境省が選定した「日本の重要湿地500」に含まれる重要な中間湿原地帯であるが、開発や森林化等により湿原が半減している。

このため、当該地区での生物多様性の観点及び当該集団施設地区で当初計画していた自然観察の場として湿原再生はより重要な課題となった。

このような状況下では湿原の再生・保護をより優先させるものと考え、集団施設地区の一部地域を削除し、保護施設（自然再生施設）を置くものである。

2 施設計画

(1) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

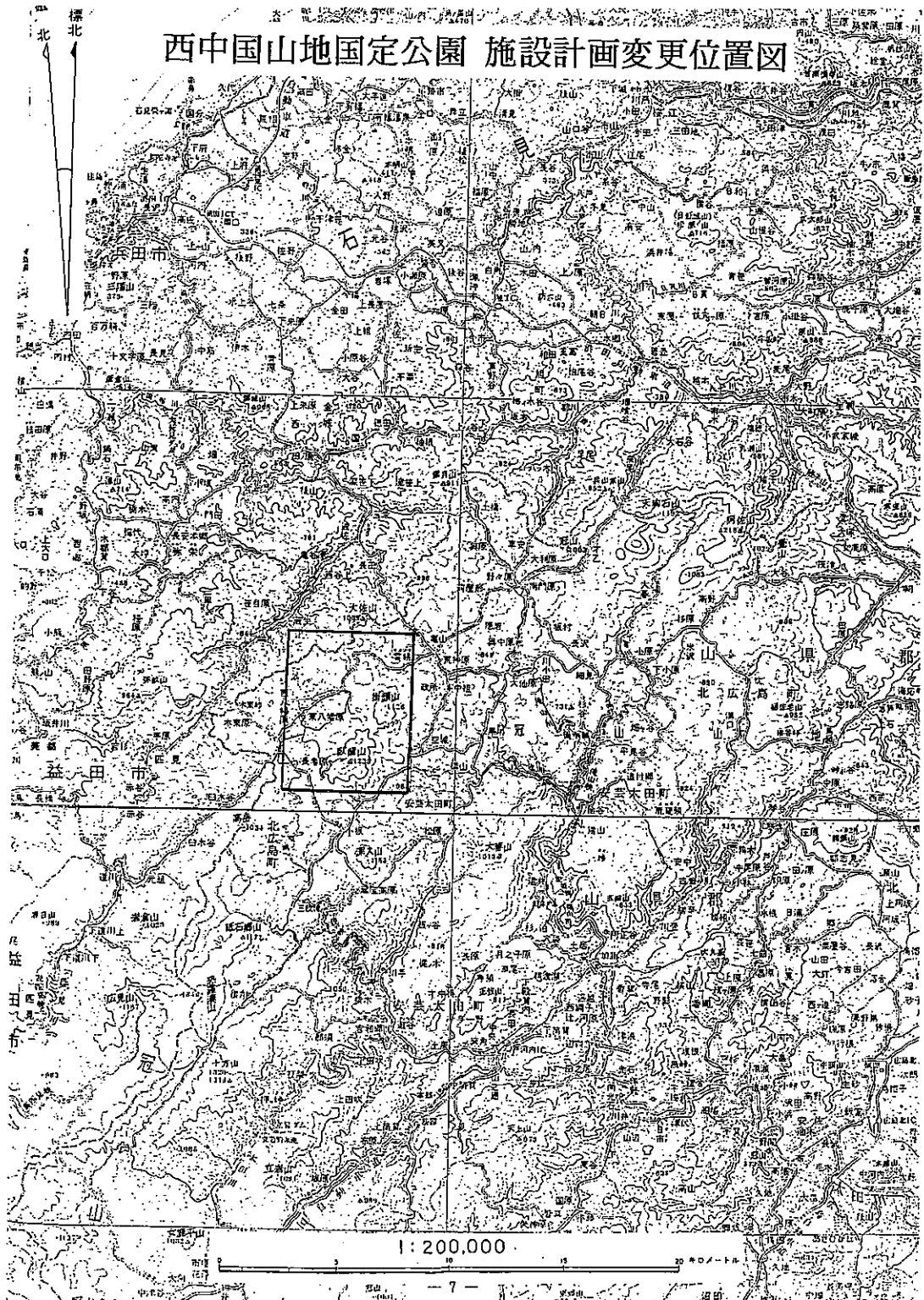
ア 次の保護施設を追加する。

(表1：保護施設追加表)

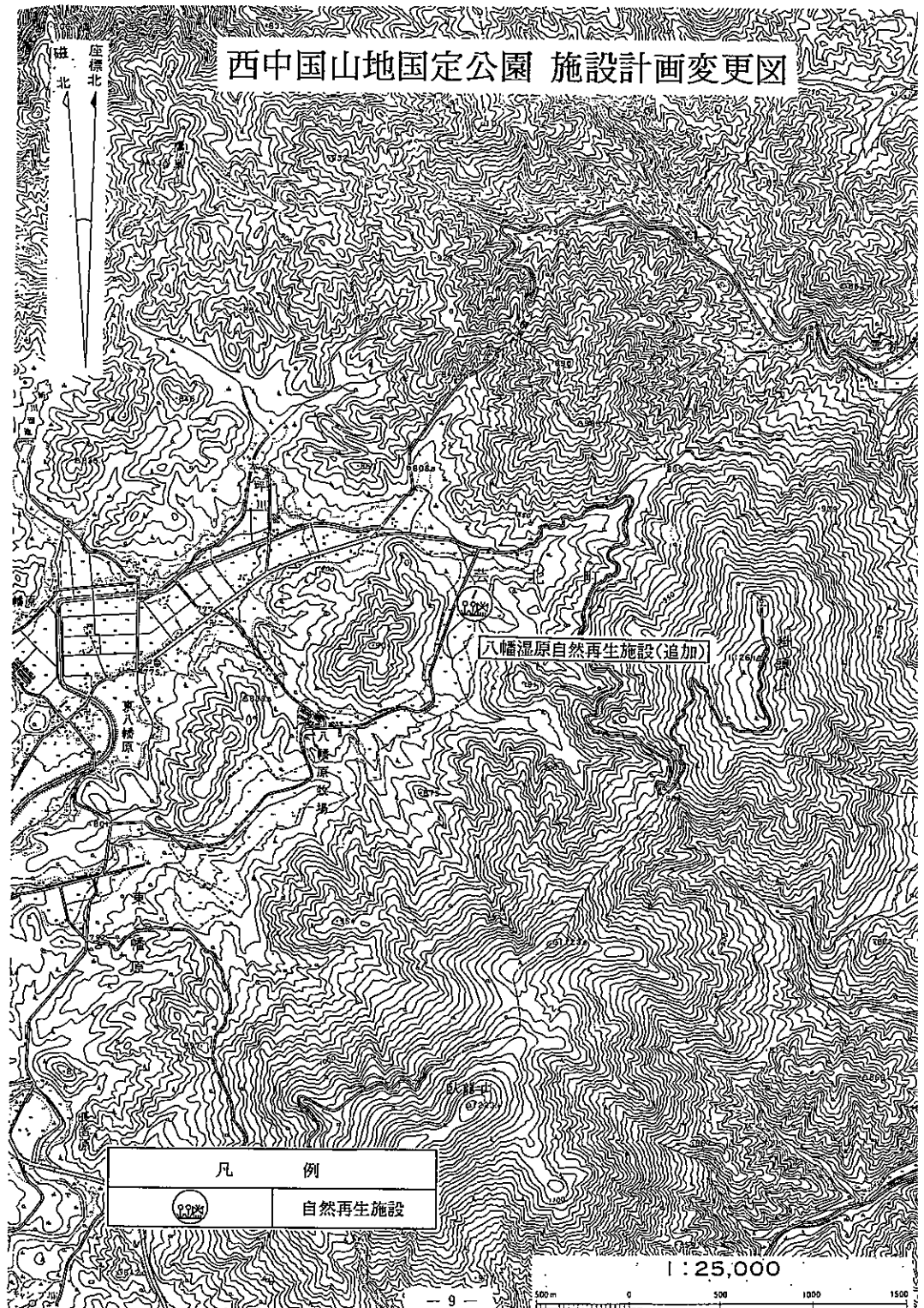
番号	種類	位置
1	自然再生施設	広島県山県郡北広島町（八幡湿原）

整備方針	旧計画との関係
人間活動の影響等により湿原の乾燥化が進み、湿原植生等の自然環境が損なわれていることから、湿原の再生を行うため、自然再生施設を整備する。	新規

# 西中国山地国定公園 施設計画変更位置図



# 西中国山地国定公園 施設計画変更位置図



(2) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 集団施設地区

聖湖八幡原集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表2：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域
1	削除	聖湖八幡原	平成8年9月4日	広島県山県郡北広島町大字東八幡原の一部

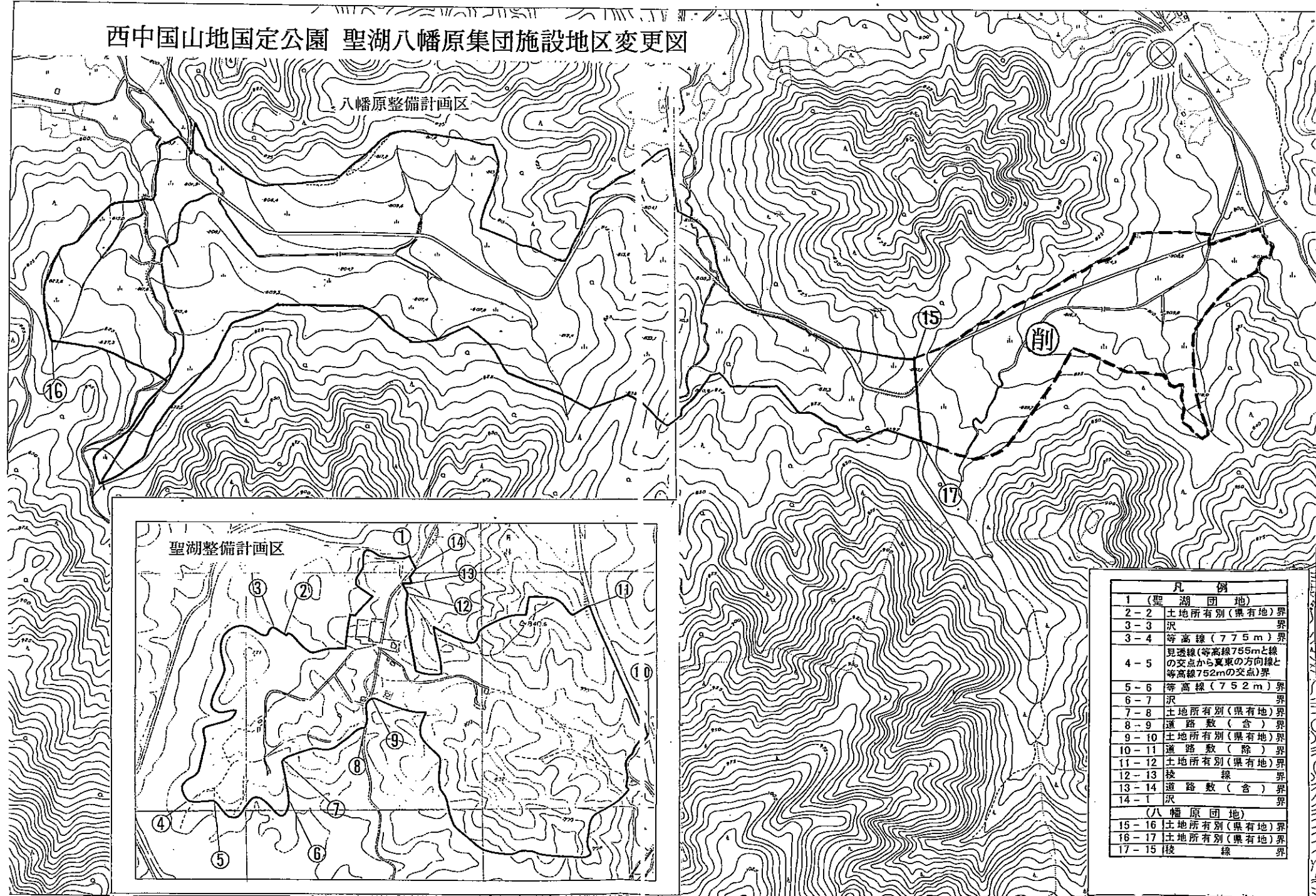
(表3：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	聖湖八幡原	広島県山県郡北広島町大字東八幡原の一部	<p>本地区は、聖湖の北北東岸一帯の地域と、その北方に位置する八幡原高原の一部の2団地からなり、本公園の北部地域における重要な利用拠点である。</p> <p>落葉広葉樹林に囲まれた聖湖湖畔の閑静な自然環境と、臥竜山の雄姿を目の前に望み、自然度の高い湿原等、湿原植物群落地を含む高原の地域で、地域の特性を生かし、キャンプを主体とした野外活動の拠点として、また、自然と身近にふれあえるフィールドとして整備し、自然探勝、自然教育の場として利用を推進し、合わせて総合的な宿泊利用の拠点を整備することにより、滞在型利用の促進を図ることを目標とする。</p>

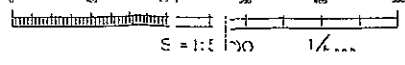
変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
自然再生施設を追加することから、将来的に集団施設地区として整備する見込がないため。	△17.6	94.4

整備計画区	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係									
聖湖整備計画区	<p>本整備計画区は、聖湖湖畔の広葉樹林に囲まれた閑静な自然環境を活かして、野営関連施設を中心に利用施設の整備を図る地域である。</p> <p>既設の野営場施設を整備充実して、家族的利用のキャンプとともに、広く青少年の教育キャンプ場として、快適なキャンプ生活ができるよう整備する。</p> <p>特に、給排水施設をはじめ、炊事施設、公衆便所、休憩施設、広場、ミニビジターセンター、自然研究路等を整備充実し、利用者に快適な野外活動ができるよう配慮する。</p>	37	平8.9.4告示 (再検討)									
八幡原整備計画区	<p>本整備計画区は、臥竜山を背景にした広大な高原草地と、コナラ、ミズナラ、クリ等の樹林地や、ヌマガヤ群落、ヨシ群落、オノエヤナギ群落、一部にハンノキ等の湿原林を伴ったハンノキ群落等、自然度の高い湿地等が見られる。</p> <p>これら優れた自然環境を適切に保全すると共に、四季を通じて探鳥会や自然観察会等の自然とふれあえる自然探勝の場として活用できるよう、園地、広場、野鳥観察舎やビジターセンター及び自然解説板等を整備する。</p> <p>また、本地区の中央部には宿泊施設を整備し、当地区を中心とする地域の滞在型利用に資するものとする。</p>	57.4										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>公</th> <th>私</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>86.6</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td colspan="3">94.4</td> </tr> </tbody> </table>	国	公	私	—	86.6	7.8	94.4			
国	公	私										
—	86.6	7.8										
94.4												

# 西中国山地国定公園 聖湖八幡原集団施設地区変更図



凡 例	
1	(聖湖団地)
2-2	土地所有別(県有地)界
3-3	沢
3-4	等高線(775m)界
4-5	見透線(等高線755mと線の 交点から真東の方向線と 等高線752mの交点)界
5-6	等高線(752m)界
6-7	沢
7-8	土地所有別(県有地)界
8-9	道路敷(含)界
9-10	土地所有別(県有地)界
10-11	道路敷(除)界
11-12	土地所有別(県有地)界
12-13	接線
13-14	道路敷(含)界
14-1	沢
(八幡原団地)	
15-16	土地所有別(県有地)界
16-17	土地所有別(県有地)界
17-15	接線



3 参考事項

(1) 指定動植物

指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	スギラン
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
シノブ	シノブ
キジノオシダ	ヤマソテツ
チャセンシダ	コタニワタリ
ウラボシ	クラガリシダ、ヤノネシダ、オシヤグジデンド
ナデシコ	ワチガイソウ
キンボウゲ	タンナトリカブト、サンインヤマトリカブト（ダイセントリカブト）、イチリンソウ、リュウキンカ（エンコウソウ）、バイカオウレン、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ジンジソウ
バラ	シモツケソウ（アカバナシモツケソウを含む。）、テリハキンバイ、ハスノハイチゴ、キビナワシロイチゴ
フウロソウ	イヨフウロ（シコクフウロ）、コフウロ、ピッチェウフウロ
グミ	ナツアサドリ
スマレ	シコクスマレ（ハコネスマレ）
アカバナ	ヒメアカバナ
イワウメ	イワカガミ（コイワカガミ、オオイワカガミを含む。）
イチャクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ（アキノギンリョウソウ）、ギンリョウソウ、マルバノイチャクソウ
ツツジ	アカモノ（シロイワハゼ）、ウスギヨウラク、ヒカゲツツジ、ツクシシヤクナゲ（ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む。）、カラムラサキツツジ（ゲンカイツツジを含む。）、コバノミツバツツジ、ダイセンミツバツツジ、サラサドウダン、シロドウダン（ベニドウダンを含む。）
リンドウ	リンドウ、ミツガシワ
アカネ	サツマイナモリ、オオキヌタソウ
ムラサキ	ムラサキ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
ゴマノハグサ	ヤマウツボ（ケヤマウツボを含む。）
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨシミウツボ
スイカズラ	ヤマヒョウタンボク、オオバヒョウタンボク（アラゲヒョウタンボク）、ダイセンヒョウタンボク
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ハクサンシヤジン（ナガバシヤジンを含む。）、キキョウ
キク	ミヤマヨメナ、テリハアザミ、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、オオニガナ、ヒメヒゴダイ、コウリンカ、サワオグルマ
ユリ	アサツキ、ヤマラッキョウ、シライトソウ、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ササユリ、コオニユリ、イワショウブ、エンレイソウ、アマナ
アヤメ	ノハナショウブ
イネ	ヒゲノガリヤス
サトイモ	アキテンナンショウ（オモゴウテンナンショウ）、ヒメザゼンソウ
カヤツリグサ	オタルスゲ
ラン	ヒナラン、マメヅタラン（マメラン）、ムギラン、キンセイラン、ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、トケンラン、シュンラン（ホクロ）、イチョウラン、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、サギソウ、ミズトンボ、ジガバチソウ、クモクリソウ、ヨウラクラン、ヒナチドリ、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、モミラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

ア 公園区域 昭和44年 1月10日 (厚生省告示第5号)	区域の指定
イ 規制計画 昭和44年 1月10日 (厚生省告示第6号) 平成 8年 9月 4日 (環境庁告示第51～53号)	特別地域及び特別保護地区の指定  公園計画の全般的な見直し(再検討)
ウ 施設計画 昭和44年 1月10日 (厚生省告示第6号)	利用施設計画の決定(集団施設地区等)
昭和46年 8月17日 (広島県告示第725号)	利用施設計画の変更
昭和47年 4月 4日 (広島県告示第303号)	利用施設計画の変更
昭和48年10月19日 (広島県告示第769号)	利用施設計画の変更
昭和50年10月17日 (広島県告示第868号)	利用施設計画の変更
昭和52年 7月22日 (広島県告示第545号)	利用施設計画の変更
昭和56年 7月20日 (環境庁告示第69号)	利用施設計画の変更
昭和57年 2月17日 (環境庁告示第16～17号)	利用施設計画の変更 (集団施設地区の区域指定及び詳細計画の決定)
昭和61年 9月 4日 (広島県告示第788号)	利用施設計画の変更
昭和62年 7月27日 (広島県告示第713号)	利用施設計画の変更
平成 2年10月 4日 (広島県告示第1017号)	利用施設計画の変更
平成 4年 8月26日 (環境庁告示第65号)	利用施設計画の変更(中国自然歩道)
平成 6年11月10日 (広島県告示第1023号)	利用施設計画の変更
平成 8年 9月 4日 (環境庁告示第51号及び53号)	公園計画の全般的な見直し(再検討)



(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表4：公園区域表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)
広島県	廿日市市内 国有林広島森林管理署 242 林班から 269 林班までの全部並びに 241 林班、293 林班から 295 林班まで、297 林班及び 298 林班の各一部 廿日市市 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頓原、字中津谷及び字吉和西の各一部	5,138
	山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署 272 林班から 279 林班まで及び 288 林班から 292 林班までの全部 山県郡安芸太田町 字牛小屋、字田代、字中の甲、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字向真入、字餅ノ木、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の全部並びに字真入山、字松原、字向イ山及び字藪ヶ迫の各一部	5,915
	山県郡北広島町 大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字苜屋形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字土橋、大字西八幡原、字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	4,336
合 計		15,389

(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表5：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)
広島県	廿日市市内 国有林広島森林管理署 242 林班から 269 林班までの全部並びに 241 林班、293 林班から 295 林班まで、297 林班及び 298 林班の各一部 廿日市市 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頓原、字中津谷及び字吉和西の各一部	5,138
	山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署 272 林班から 279 林班まで及び 288 林班から 292 林班までの全部 山県郡安芸太田町 字牛小屋、字田代、字中の甲、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字向真入、字餅ノ木、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の全部並びに字真入山、字松原、字向イ山及び字藪ヶ迫の各一部	5,915
	山県郡北広島町 大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字苜屋形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字土橋、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	4,336
合 計		15,389

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 6 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)
広 島 県	廿日市市 字吉和西の一部	3
	山県郡安芸太田町 字向真入、字向イ山、字藪ヶ迫、字横川北平、字横 川田代平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の各一部	508
	山県郡北広島町 大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部	181
	合 計	692

(表7：特別保護地区内訳表)

名称	区 域
臥竜山	広島県山県郡北広島町 大字東八幡原の一部
西三段峡	広島県山県郡安芸太田町 宇向真入及び字横川餅ノ木平の各一部 広島県山県郡北広島町 大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部
三段峡	広島県山県郡安芸太田町 宇向イ山、字藪ヶ迫、字横川北平、字横川田代平及び字横川東平の各一部
冠高原	広島県廿日市市吉和 宇吉和西の一部
合	

地区の概要	面積 (ha)
<p>クロモジ・ブナ群落の地域で、中腹から山頂にかけて約20haの範囲で、樹齢およそ300年の本公園で最も優れたブナの自然林に、アシオスギが混生する独特の植物景観を呈している。</p> <p>冬季に見事な霧氷が見られ、特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	148
<p>三段峡の中でも特に優美と言われる三ツ滝や、兩岸の岸壁のそそり立つ幅5メートル程の竜門等、三段峡五大壮観の一つに数えられる景観があり、特別名勝三段峡の最上流部に位置する。</p> <p>特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	50
<p>太田川上流の柴木川のうち、延長約16キロメートルの長大な峡谷で、雄大なスケールと多彩な美しさを持つ我が国屈指の名峡として特別名勝に指定されている。石英斑岩や石英花崗岩の基盤が深く侵食されて、高さ40メートルにも及ぶ大岸壁や、幾多の滝や急流、深淵が見られ、なかでも猿飛、二段滝、三段滝は、上流部の三ツ滝、竜門とともに三段峡五大壮観と言われ、見所である。</p> <p>かつて、ブナ林の伐採が進んでブナが減少し、現在では、高木層・亜高木層にトチノキ、イタヤカエデ、ハイイヌガヤ、サワグルミ等が優占しており、特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	491
<p>標高800メートルあたりのなだらかな草原につづく、レンゲツツジの自生大群落で、広島県指定の天然記念物である。面積は2.7haあり、レンゲツツジの大群落としては南限にあたる。</p> <p>特別保護地区として厳正な保護を図る。</p>	3
計	692

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表8：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (h a)
広島県	廿日市市内 国有林広島森林管理署241林班から246林班まで、249林班から257林班まで、264林班から269林班まで、294林班、295林班、297林班及び298林班の各一部 廿日市市 字下山古川及び字吉和西の各一部	510
	山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署272林班から275林班まで、278林班、279林班、288林班から290林班まで及び292林班の各一部 山県郡安芸太田町 字真入山、字中の甲、字松原、字向真入、字向イ山、字横川田代平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の各一部	408
	山県郡北広島町 大字雲耕、大字大暮、大字土橋、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	237
	合 計	1,155

(表9：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
天狗石山	広島県山県郡北広島町 大字大暮の一部
雲月山	広島県山県郡北広島町 大字土橋の一部
掛頭山	広島県山県郡北広島町 大字雲耕、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部
深々山	広島県山県郡安芸太田町 字真入山、字松原、字向真入及び向イ山の各一部
聖山	広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署292林班の一部 広島県山県郡安芸太田町 字中の甲及び字横川田代平の各一部
奥三段峽	広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署272林班、278林班及び279林班の各一部 広島県山県郡安芸太田町 字横川田代平の一部
葱羅漢山・砥石郷山・横川越・五里山	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署249林班から255林班までの各一部 広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署272林班から275林班まで及び288林班から290林班までの各一部 広島県山県郡安芸太田町 字横川田代平の一部

地 区 の 概 要	面積 (h a)
島根、広島の県境の当該区域は、ブナクラス域自然植生の地域で、ブナの自然林と一部にススキ草原がみられ、自然景観の優れた地域である。 また、天狗石山は、天然スギが高山特有の奇勝で、適正な保護を図っていく。	33
県境の草原化した名山で、高山的景観を呈し、一部にブナクラス域代償植生の樹林地が認められるほかは、ススキを主体にチュウゴクザサ、ショウジョウスゲ、マツムシソウ、トダシバ、マルバハギ等の草原が広く展開し、展望性に優れた地域である。ホトトギス、カッコウ等の野鳥が生息し、特に昆虫類が豊富で学術上貴重な生物群が生息している。	101
ブナクラス域自然植生と代償植生とからなり、優れた自然環境の地域である。山頂部にカシワ群生地があり、町が天然記念物に指定している。適正な保護を図る。	103
一部にブナクラス域代償植生の樹林地があるほか、総体的にやわらかなススキ草原の特異な景観を呈している。また、毎年4月に山焼きが行われ、山麓部には本地域の利用拠点となる「いこいの村ひろしま」の各種利用施設が整備されている。	230
山頂部は、優れたブナ及びミズナラ等の自然林及びススキ草地からなり、本地域の景観上重要な指標となっており、適正な保護を図っていく。	13
高木層・亜高木層にブナ、ミズナラ、ミズメ、シデ等多彩な樹種が優占する自然の宝庫と言われるほどの幽谷で、優れた自然環境が保全された地域であり、適正な保護を図っていく。	41
稜線部のブナ、ミズナラその他の落葉広葉樹林帯とススキ草原、ササ草原からなる地域で、一部にスギ、カラマツ林が含まれるが、全体として優れた自然環境があり、適正な保護を図っていく。	171

名 称	区 域
平 野 山	広島県廿日市市内 国有林広島営林署 256 林班から 258 林班まで、294 林班、295 林班、 297 林班及び 298 林班の各一部 広島県山県郡安芸太田町 字横川東平の一部
緋 見 砦	広島県廿日市市内 国有林広島営林署 241 林班から 246 林班まで及び 264 林班から 269 林班までの各一部 広島県廿日市市 宇下山古川の一部
冠 山	広島県廿日市市 宇吉和西の一部
冠高原	広島県廿日市市 宇吉和西の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (h a)
山頂部はササ草原、特に周囲の展望に優れた場所であり、山頂部に連なる尾根筋はブナ、ミズナラ等の自然林であり、適正な保護を図っていく。	71
高木層にイヌブナ、コハウチワカエデ、アカシデ等の優占する優れた落葉広葉樹林であり、貴重な自然林である。適正な保護を図っていく。	184
標高 1, 284m の冠山を中心とした地域であり、ブナ、コナラ、トチ等の自然林におおわれ、高木層・亜高木層にブナ、オオイタヤメイゲツ、センノキ、タンナサワフタギ、マルバアオダモ等の優占するクロモジ・ブナ群集の地域である。植物分布上興味深い植物が豊富で、有数のフロラの宝庫と言ふべき区域であり、適正な保護を図っていく。	174
放牧地跡や、ササ草地にクリ・コナラ群落、アカマツの自然林等がモザイク状に展開する地域で、冠山等の展望に恵まれており、風致景観の保全を図っていく。	34
計	1, 155

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表10：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)
広 島 県	廿日市市内 国有林広島森林管理署247林班から266林班まで、293林班から295林班まで、297林班及び298林班の各一部 廿日市市 字吉和西の一部	600
	山県郡安芸太田町 国有林広島森林管理署272林班から278林班まで及び288林班から291林班までの各一部 山県郡安芸太田町 字牛小屋、字田代及び字餅ノ木の全部並びに字真入山、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字向真入、字向イ山、字薮ヶ迫、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の各一部	3,285
	山県郡北広島町 大字大暮、大字荒神原、大字才乙、大字高野、大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部	823
	合 計	4,708

(表 1 1 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
天狗石山南	広島県山県郡北広島町 大字大暮及び大字才乙の各一部
阿佐山南	広島県山県郡北広島町 大字大暮及び大字高野の各一部
大佐山	広島県山県郡北広島町 大字荒神原の一部
臥竜山麓・八幡原	広島県山県郡北広島町 大字東八幡原の一部
聖湖北部	広島県山県郡北広島町 大字東八幡原の一部
柴米・懸羅漢山・横川・五里山・緋見谷・千芳山南西	広島県廿日市内 国有林広島森林管理署 2 4 7 林班から 2 6 6 林班まで、2 9 3 林班及び 2 9 4 林班の各一部 広島県廿日市内 宇吉和西の一部 広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署 2 7 2 林班から 2 7 5 林班まで及び 2 8 8 林班から 2 9 0 林班までの各一部 広島県山県郡安芸太田町 字牛小屋、字田代及び字餅ノ木の全部並びに字真入山、字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字向真入、字向イ山、字藪ヶ迫、字横川北平、字横川田代平、字横川西平、字横川東平及び字横川餅ノ木平の各一 広島県山県郡北広島町 大字西八幡原及び大字東八幡原の各一部

地区の概要	面積 (h a)
第 1 種特別地域の天狗石山から伸びるブナ・ミズナラ群落の尾根筋で、落葉広葉樹林である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	5 1
阿佐山から南に伸びる尾根筋で、落葉樹林と常緑樹林からなっている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	6 3
傍示峠(棒路峠)周辺の地域で、ブナ・ミズナラ群落が在り、大佐山スキー場等の利用施設地として造成された人工草地や植林地が存在する。利用施設との調整を図りながら景観の維持を図っていく。	7 0
特別保護地区の臥竜山・掛頭山山麓の東八幡原一帯の地域で、ブナ、ミズナラ等の広葉樹林や一部に植林地、ササ草地が交じり、牧場跡地では湿原を保護しながら公園の整備が進められている。利用施設との調整を図りながら風致、景観の保全を図っていく。	4 0 7
聖湖北側のササ草地に落葉広葉樹の疎林の交じる植生の区域で、野営場施設が整備され、利用拠点となっている。利用施設との調整を図りながら風致景観の保全を図っていく。	3 4
特別保護地区の三段峡に隣接する柴木川流域の地域から、第 1 種特別地域となっている懸羅漢山の東山麓に位置する本公園の利用拠点の牛小屋地区、さらに五里山にかけての稜線及びそれに続く山腹部、また、第 1 種特別地域の十方山山腹部の緩衝地域の役割も果たしている南西側山腹部とこれに続く稜線沿いまでの広範囲に及ぶ地域からなり、国有林が大部分を占めている。ブナ、ミズナラ等の広葉樹林やアカマツ群落等の自然林、スギ、ヒノキの造林地があり、一部にササ草原が見られる。国有林部分については、自然休養林に指定されている。 利用施設や林業活動との調整を図りながら風致景観の保全を図っていく。	3, 7 9 6



名 称	区 域
岩倉山 東 県 境	広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署 276 林班から 278 林班まで及び 291 林班の各一部
十方山 南 東 斜面	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署 295 林班、297 林班及び 298 林班の各一部
赤谷山・寂地峡・広高 山北 県 境	広島県廿日市市 宇吉和西の一部
冠 高 原 北 県 境	広島県廿日市市 宇吉和西の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (h a)
県境稜線の地域で、ブナ林及びチシマザサ等のササ草原からなっている。一部公団造林地となっている。林業活動との調整を図りながら、主として、稜線景観、自然林の保全を図っていく。	54
第 1 種特別地域の十方山山腹部の緩衝地域の役割も果たしている南東側山腹部の地域で、ブナ、ミズナラ等の自然林、スギ、ヒノキ植林が見られる地域である。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図っていく。	26
広高山から赤谷山へと北に連なる県境稜線の地域で一部が町有林となっている。ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林と、その間にスギ、ヒノキの植林が混在する。林業活動との調整を図りながら、主として稜線景観、自然林の保全を図っていく。	175
冠山から南に伸びる県境稜線沿いの地域で、ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林である。 県境の稜線周辺部は、景観上利用者の視界に入りやすいところでもあり、また北の「冠山」地域及び南の「冠高原」地域（広島県）の 2 か所が第 1 種特別地域でもあり、これらの地域の緩衝地域としての役割も果たしている。林業活動との調整を図りながら、主として自然林の保全を図って行くものとする。	32
計	4,708

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表12：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面 積 (h a)
広 島 県	廿日市市内 国有林広島森林管理署241林班から269林班までの各一部 廿日市市 字汐谷、字熊崎、字下山古川、字頓原、字中津谷及び字吉和西の各一部	4,025
	山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署272林班から279林班まで及び288林班から292林班までの各一部 山県郡安芸太田町 字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字松原、字向真入、字向イ山、字横川西平及び字横川東平の各一部	1,714
	山県郡北広島町 大字雲耕、大字大暮、大字大利原、大字奥原、大字菊屋形、大字草安、大字荒神原、大字才乙、大字土橋、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部	3,095
	合 計	8,834

(表 13 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
阿佐山・三石山・天暮川源流	広島県山県郡北広島町 大字天暮の一部
一兵山・鑿月山・大横山	広島県山県郡北広島町 大字大利原、大字奥原、大字苜屋形、大字草安、大字荒神原、大字オ乙及び大字土橋の各一部
大佐山・東八幡原・掛頭山	広島県山県郡北広島町 大字雲耕、大字西八幡原、大字橋山、大字東八幡原及び大字政所の各一部
柴木川・田代川流域	広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署 272 林班から 279 林班まで、291 林班及び 292 林班の各一部 広島県山県郡北広島町 大字西八幡原、大字橋山及び大字東八幡原の各一部
三段峡北	広島県山県郡安芸太田町 字松原、字向真入及び字向イ山の各一部
横 川	広島県山県郡安芸太田町 字二軒古屋、字古屋敷、字本横川、字横川西平及び字横川東平の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
県境沿いの稜線部で、ブナ林、スギの植林が見られる。クラノキ・ウラジロガシ群集の地域であったが、公社、公団造林地となっている。また、瑞穂スキー場が一部にある。	503
公園北部の県境沿いの稜線部及び雲月山の周辺ゾーンで、ブナ、ミズナラ、ウラジロガシ等の自然林の間にスギ、ヒノキの植林地が多く見られる。 雲月山の第 1 種及び第 2 種特別地域の緩衝地帯としての役割を果たしている。	592
稜線部はブナ、ウラジロガシ、モミ等の樹林地でその中にスギ、ヒノキ等の植林地が入り、大佐山では県境沿いにミズナラ林及びチマキザサ群落が見られる。八幡原では、水田、人口草地等がある。 掛頭山は、山頂の第 1 種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、ササ草原が広がりスキー場のリフトの山頂駅がある。 農林業を主とした地域で、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。	488
樽床ダムの周辺地域はアカマツ群落为主体で、その他の地域はミズナラ、ウラジロガシ等の自然林や、スギ、ヒノキ等の植林地、スキ草原等からなっている。 農林業を主とした地域を含んでおり、これに十分配慮した上で、景観の保全を図っていく。	2,456
ウラジロガシ群落の樹林地である。 特別保護地区、第 1 種特別地域及び第 2 種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観の保全を図っていく。	322
かつての横川集落の中心で、スギ、ヒノキ等の植林地と駐車場、その他の観光受け入れ施設などがある。また、横川川沿いに緑資源幹線林道の計画がある。農林業や利用施設との調整を図りながら、景観保全を図っていく地域である。	102

名 称	区 域
広見山～青路頭・慈 羅漢山五里山～三坂 山・吉和西	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署241林班から255林班までの各一部 広島県廿日市市 宇汐谷、宇熊崎、宇頓原、宇中津谷及び宇吉和西の各一部 広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署288林班から290林班までの各一部
十方山南西	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署256林班から263林班までの各一部 広島県山県郡安芸太田町内 国有林広島森林管理署290林班の一部
細見谷北	広島県廿日市市内 国有林広島森林管理署264林班から269林班までの各一部 広島県廿日市市 宇下山古川の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (h a)
標高の高い部分にブナ、ミズナラ、稜線の一部にススキ草地が見られるほかは、大部分がスギ・ヒノキ等の植林地となっている地域である。 特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。	3, 5 5 8
一部にブナ、ミズナラその他の広葉樹林を残し、全体的にはスギ、ヒノキ、一部にカラマツの植林地となっている地域である。 第1種特別地域及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。	4 8 1
ブナ、ミズナラ、その他の広葉樹に一部スギ、ツガ等の針葉樹が混交する植生の地域で、国有林の自然休養林であり、今後とも自然休養的な利用の進められる地域である。 第1種特別地域及び第2種特別地域の緩衝地域としての役割を果たしており、景観保全を図っていく。	3 3 2
計	8, 8 3 4

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積

(表14: 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別					
地種区分		特別保護地区			第1種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
広島県	土地所有別面積	0	259	433	410	642	103
	地種区分別面積 (比率)				1,155 (7.5)		
	地域地区別面積 (比率)	692 (4.5)					
	地域別面積 (比率)						

(単位: 面積 ha, 比率%)

地			域			合 計		
第2種			第3種			(陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
472	1,174	3,062	2,864	1,010	4,960	3,746	3,085	8,558
4,708 (30.6)			8,834 (57.4)			15,389 (100)		
14,697 (95.5)								
15,389 (100)								

## (イ) 地域地区別市町別面積

(表 15 : 地域地区別市町別面積総括表)

地域地区 市町名		特 別 地 域					合計 (陸域)	
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計		
広 島 県	廿日市市	3	510	600	4,025	5,138	5,138	
	山県郡	安芸太田町	508	408	3,285	1,714	5,915	5,915
		北広島町	181	237	823	3,095	4,336	4,336
合 計		692	1,155	4,708	8,834	15,389	15,389	

(5) 保護施設計画

保護施設計画を次のとおりとする。

(表16: 保護施設表)

番号	種類	位置
1	自然再生施設	広島県山県郡北広島町(八幡湿原)

整備方針	旧計画との関係
人間活動の影響等により湿原の乾燥化が進み、湿原植生等の自然環境が損なわれていることから、自然再生のため及び自然再生に関する普及啓発を図るため、自然再生施設を整備する。	新規

(6) 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表17：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	聖湖八幡原	広島県山県郡北広島町大字東八幡原の一部	<p>本地区は、聖湖の北北東岸一帯の地域と、その北方に位置する八幡原高原の一部の2団地からなり、本公園の北部地域における重要な利用拠点である。</p> <p>落葉広葉樹林に囲まれた聖湖湖畔の閑静な自然環境と、臥竜山の雄姿を目の前に望み、自然度の高い湿原等、湿原植物群落地を含む高原の地域で、地域の特性を生かし、キャンプを主体とした野外活動の拠点として、また、自然と身近にふれあえるフィールドとして整備し、自然探勝、自然教育の場として利用を推進し、合わせて総合的な宿泊利用の拠点を整備することにより、滞在型利用の促進を図ることを目標とする。</p>

整備計画区及び基盤整備	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係									
聖湖整備計画区	<p>本整備計画区は、聖湖湖畔の広葉樹林に囲まれた閑静な自然環境を活かして、野営関連施設を中心に利用施設の整備を図る地域である。</p> <p>既設の野営場施設を整備充実して、家族的利用のキャンプとともに、広く青少年の教育キャンプ場として、快適なキャンプ生活ができるよう整備する。</p> <p>特に、給排水施設をはじめ、炊事施設、公衆便所、休憩施設、広場、ミニビジターセンター、自然研究路等を整備充実し、利用者に快適な野外活動ができるよう配慮する。</p>	37	平8.9.4告示 (再検討)									
八幡原整備計画区	<p>本整備計画区は、臥竜山を背景にした広大な高原草地と、コナラ、ミズナラ、クリ等の樹林地や、ヌマガヤ群落、ヨシ群落、オノエヤナギ群落、一部にハンノキ等の湿原林を伴ったハンノキ群落等、自然度の高い湿地等が見られる。</p> <p>これら優れた自然環境を適切に保全すると共に、四季を通じて探鳥会や自然観察会等の自然とふれあえる自然探勝の場として活用できるよう、園地、広場、野鳥観察舎やビジターセンター及び自然解説板等を整備する。</p> <p>また、本地区の中央部には宿泊施設を整備し、当地区を中心とする地域の滞在型利用に資するものとする。</p>	57.4										
道路 (車道・歩道)	両地区及び地区内諸施設を有機的に連絡すると共に、利用者の散策等に資するために必要な道路を整備する。											
給排水施設	当地区の諸施設を対象にした給排水施設については、地区の環境保全に十分配慮して整備すると共に、利用者の便宜に供する。											
面積計		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>公</td> <td>私</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>86.6</td> <td>7.8</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">94.4</td> </tr> </table>	国	公	私	—	86.6	7.8	94.4			
国	公	私										
—	86.6	7.8										
94.4												



番号	名称	区域	計画目標
2	牛小屋高原	広島県山県郡安芸太田町字二軒古屋の全部並びに字牛小屋、字古屋敷、字横川西平及び字横川東平の各一部	<p>本地区は、広島県の最高峰・恐羅漢山東側山腹部の牛小屋高原一帯の地域で、国設と民営のスキー場や野営場、ピクニック園地、駐車場、宿泊施設等があり、本公園中心部の重要な利用拠点である。</p> <p>現状は、スキーシーズンに利用の重点が偏っているため、自動車による利用を考慮したエコロジーキャンプを導入する等、緑資源幹線林道の開通による到達性の改善により、利用者の大幅増加に対応すると共に、横川川沿い区域の環境保全に配慮しつつ、利用客の受け入れのための施設を整備し、当地域の通年利用の促進を図る。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
東部整備計画区	本整備計画区は、野営場及び山の家、休養園地等を中心に整備された地域である。 エコロジーキャンプ場の新規導入等、野営場施設の抜本的な整備の充実を図り、春季から秋季にかけての幅広い当地域の自然利用が促進されるよう、推進するものとする。	84.4	平8.9.4告示 (再検討)
西部整備計画区	本整備計画区は、国設恐羅漢スキー場及び民営スキー場を中心とする地域で、その他に宿泊施設等が既存する地域である。 特に、スキー場については、園地の計画を重複させて、春季から秋季にかけてのピクニックや、自然観察会等の多様な活用にも供するよう自然探勝路や園地等を整備し、利用の増進を図るものとする。	35.6	
南部整備計画区	本整備計画区は、緑資源幹線林道計画線の沿線地域からスキー場の下部にかけての地域で、当集団施設地区の入口部分に当たり、地区の管理・案内施設、駐車場等の公共施設や宿泊施設、その他の便益施設を整備する。 地区内の要所については、修景のための植栽を積極的に進める等景観形成に努めるものとする。	26.4	
道路 (車道・歩道)	地区内の諸施設を有機的に連絡すると共に、利用者の散策等に資する道路を整備する。		
給排水施設	当地区の諸施設を対象にした給排水施設を整備し、地区の環境を適正に保全すると共に、利用者の便宜に供する。		
面積計		国	私
		0.1	116.8
		146.4	

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表18：単独施設表)

番 号	種 類	位 置
2-1	園地	広島県山県郡北広島町(雲月山)
2-2	野営場	広島県山県郡北広島町(雲月山)
2-3	駐車場	広島県山県郡北広島町(雲月山)
2-4	園地	広島県山県郡北広島町(大佐山)
2-5	宿舎	広島県山県郡北広島町(大佐山)
2-6	スキー場	広島県山県郡北広島町(大佐山)
2-7	園地	広島県山県郡北広島町(掛頭山)
2-8	園地	広島県山県郡北広島町(聖湖西岸)
2-9	宿舎	広島県山県郡北広島町(聖湖西岸)
2-10	運動場	広島県山県郡北広島町(聖湖西岸)
2-11	給水施設	広島県山県郡北広島町(聖湖西岸)
2-12	排水施設	広島県山県郡北広島町(聖湖西岸)
2-13	園地	広島県山県郡北広島町(樽底ダムサイト)
2-14	園地	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-15	宿舎	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-16	野営場	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-17	運動場	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-18	スキー場	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-19	駐車場	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-20	博物展示施設	広島県山県郡安芸太田町(深入山)
2-21	園地	広島県山県郡安芸太田町(柴木山)
2-22	宿舎	広島県山県郡安芸太田町(柴木山)
2-23	園地	広島県山県郡安芸太田町(餅ノ木)
2-24	スキー場	広島県山県郡安芸太田町(恐羅漢山)

整 備 方 針	旧計画との関係
雲月山地区の利用拠点として、展望・休憩園地を整備する。	平成8.9.4告示
既存の野営場の改良と、環境改善を主体に整備する。	平成8.9.4告示
雲月山地区の利用者のため、既存駐車場の改良整備を図る。	平成8.9.4告示
大佐山周辺の散策・休養園地として整備する。	平成8.9.4告示
大佐山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	平成8.9.4告示
大佐山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	平成8.9.4告示
掛頭山地区の利用拠点として、展望・休憩園地として整備する。	平成8.9.4告示
聖湖周辺の利用者のための散策・休憩園地として整備する。	平成8.9.4告示
聖湖周辺の利用者のための宿泊施設として、整備する。	平成8.9.4告示
聖湖西岸地区の利用施設のための施設として整備する。	平成8.9.4告示
聖湖西岸地区の利用施設のための施設として整備する。	平成8.9.4告示
聖湖西岸地区の利用施設のための施設として整備する。	平成8.9.4告示
ダム周辺の利用者のための休憩園地として、整備する。	平成8.9.4告示
深入山地区の利用拠点として、散策・休憩園地として整備する。	平成8.9.4告示
深入山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	平成8.9.4告示
既存の野営場の改良と、環境の改善を主体に整備する。	平成8.9.4告示
深入山地区の利用者のための運動施設として、整備する。	平成8.9.4告示
深入山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	平成8.9.4告示
深入山地区の利用者のための駐車場として、整備する。	平成8.9.4告示
深入山・三段峡地区の自然等を解説する施設として、整備する。	平成8.9.4告示
柴木山地区の利用者のための散策・休養園地として、整備する。	平成8.9.4告示
柴木山地区の利用者のための宿泊施設として、整備する。	平成8.9.4告示
緑資源幹線林道から三段峡探勝への入口園地として、整備する。	平成8.9.4告示
恐羅漢山地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	平成8.9.4告示

番号	種 類	位 置
2-25	園地	広島県山県郡安芸太田町 (水梨)
2-26	休憩所	広島県山県郡安芸太田町 (砥石郷山) <small>といしきょうやま</small>
2-27	園地	広島県山県郡安芸太田町 (内黒峠)
2-28	休憩所	広島県山県郡安芸太田町 (内黒峠)
2-29	園地	広島県廿日市市 (十方山)
2-30	野営場	広島県廿日市市 (立野)
2-31	園地	広島県廿日市市 (冠高原)
2-32	スキー場	広島県廿日市市 (冠高原)

整 備 方 針	旧計画との関係
三段峽の水梨口の休憩園地として、整備する。	平成8.9.4告示
恐羅漢山付近登山者の休憩・緊急時の避難施設として、整備する。	平成8.9.4告示
内黒峠付近の展望園地として、整備する。	平成8.9.4告示
内黒峠地区の利用者の休憩施設として、整備する。	平成8.9.4告示
十方山の展望園地として、整備する。	平成8.9.4告示
既存の野営場を改良、整備する。	平成8.9.4告示
冠高原地区の利用者の散策・休養園地として、整備する。	平成8.9.4告示
冠高原地区の利用者のためのスキー場として、整備する。	平成8.9.4告示

イ 道 路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	匹見峡・上吉和線	起点—島根県益田市 (大字匹見・国定公園境界) 終点—広島県廿日市市 (字吉和西・国定公園境界)	表匹見峡、 裏匹見峡、 五里山
2	長者原深谷線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字西八幡原・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (字向真入・国定公園境界) 起点—広島県山県郡安芸太田町 (字向真入・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (田代出合) 終点—島根県益田市 (大字上匹見・国定公園境界)	小板、餅ノ木、 田代、田代出合、横川、 牛小屋高原集団施設地区、 水越峠、細見谷上流、紙祖、河津峡、 深谷峡
2-1	聖湖周回東八幡原線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線分岐点) 終点—広島県山県郡北広島町 (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、長者原
2-2	内黒峠牛小屋線	起点—広島県山県郡安芸太田町 (字横川東平・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (牛小屋高原集団施設地区)	内黒峠、横川
3	深入山水梨線	起点—広島県山県郡安芸太田町 (字向真入・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (字松原・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (三段峡・水梨)	蔵座高原、 いこいの村、三段峡

整備方針	旧計画との関係
島根県の表匹見峡と裏匹見峡を結び、中津谷川に沿って本公園を横断し、広島県廿日市市吉和に至る道路で、途中、計画車道長者原深谷線(緑資源幹線林道大朝鹿野線)と交差する。公園利用上重要な車道として整備する。 (国道488号、一般県道波佐匹見線)	平8.9.4告示
広島県山県郡北広島町大字長者原、小坂を経て、三段峡奥、牛小屋高原集団施設地区(枝線として田代出合に至る。)、水越峠、細見谷奥等を結び、島根県益田市匹見町側に至るとともに、島根県吉賀町安蔵寺エリアと深谷エリアを結ぶ車道として整備するものとする。 (国道191号・緑資源幹線林道大朝鹿野線)	平8.9.4告示
聖湖を周遊する利用動線として整備する。	平8.9.4告示
内黒峠から牛小屋高原集団施設地区を結ぶ主要なルートとして整備する。	平8.9.4告示
第1種特別地域の深入山の山麓部を周回し、また、本公園の核心部でもある三段峡の利用拠点となっている水梨口へ至る車道として、今後も整備を図っていく。 (一般国道191号その他)	平8.9.4告示

番号	路線名	区 間	主要経過地
4	八幡原 長者原 線	起点—広島県山県郡北広島町  (大字西八幡原) 終点—広島県山県郡北広島町  (大字東八幡原・車道長者原深谷線合流点)	八幡原、長者原

整備方針	旧計画との関係
聖湖八幡原集団施設地区の八幡原整備計画区と聖湖整備計画区とを結ぶ車道として整備する。	平 8.9.4 告示

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	阿佐山恐羅漢山線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字大暮・国定公園境界) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (聖山山頂) 起点—広島県山県郡安芸太田町 (砥石郷山山頂) 終点—広島県山県郡安芸太田町 (恐羅漢山山頂)	阿佐山、天狗石山、雲月山、大佐山、掛頭山、臥竜山、樽床ダムサイト
2	三段峽冠高原線	起点—広島県山県郡安芸太田町 (宇横川北平・歩道分岐点) 終点—広島県廿日市市 (宇吉和西・国定公園境界)	横川、田代、牛小屋高原集団施設地区、五里山、冠山松の木埤、冠高原
2-1	雲月山線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字土橋・歩道阿佐山恐羅漢山線分岐点) 終点—広島県山県郡北広島町 (大字土橋・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	雲月山
2-2	掛頭山線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点—広島県山県郡北広島町 (大字雲耕・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	掛頭山
2-3	臥竜山線	起点—広島県山県郡北広島町 (大字東八幡原・車道八幡原長者原線分岐点) 終点—広島県山県郡北広島町 (大字東八幡原・歩道阿佐山恐羅漢山線合流点)	臥竜山

整備方針	旧計画との関係
本公園の北端部の阿佐山から県境稜線沿いに、大佐山南、掛頭山、臥竜山、樽床ダムのダムサイトを経て、聖山、砥石郷、恐羅漢山の各終点に至る登山道、縦走路及び探勝歩道として整備を図る。	平 8.9.4 告示
牛小屋高原集団施設地区から三段峽、恐羅漢山、砥石郷山とを結ぶ登山道として、及び県境稜線を、本公園の南端部冠高原にかけての縦走路として整備する。	平 8.9.4 告示
雲月山地区の自然探勝・ハイキングコースとして維持整備する。	平 8.9.4 告示
掛頭山登山のルートとして、維持整備する。	平 8.9.4 告示
臥竜山登山のルートとして、維持整備する。	平 8.9.4 告示

番号	路線名	区 間	主要経過地
2-4	高岳線	起点-広島県山県郡北広島町 (大字西八幡原・車道聖湖周回東八幡原線分岐点) 終点-広島県山県郡北広島町 (高岳山頂)	高岳
2-5	三段峡線	起点-広島県山県郡北広島町 (樽底ダムサイト) 終点-広島県山県郡安芸太田町 (字向イ山・国定公園境界)	三ッ滝、出合滝、 餅ノ木、三段滝、 葎ヶ原、黒淵
2-6	十方山線	起点-広島県山県郡安芸太田町 (車道長者原深谷線分岐点) 終点-広島県廿日市市 (十方山山頂)	十方山
2-7	冠山線	起点-広島県廿日市市 (字吉和西・国定公園境界) 終点-広島県廿日市市 (字吉和西・歩道三段峡冠高原線合流点)	冠山
4	安蔵寺山寂地峡線	起点-島根県鹿足郡吉賀町 (安蔵寺山山頂) 終点-広島県廿日市市 (字吉和西・歩道三段峡冠高原線分岐点)	安蔵寺山、河津、 寂地山

整備方針	旧計画との関係
高岳登山ルートとして、維持整備する。	平 8.9.4 告示
本公園の核心的な景観の三段峡を探勝するための歩道として、整備する。	平 8.9.4 告示
十方山登山ルートとして、維持整備する。	平 8.9.4 告示
冠山登山ルートとして、維持整備する。	平 8.9.4 告示
島根県の安蔵寺山から島根県境の河津、寂地山を経て、寂地峡及び広島県境に至る登山道、縦走路、探勝歩道として整備を図る。	平 8.9.4 告示